

●香川県告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和4年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用、執務費用及び実費による。ただし、11,682,000円を上限とする金額とする。

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に一括して支払うものとする。

4 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 山崎泰志

住所 高松市昭和町二丁目5番3-101号J.CREST 高松昭和町